

農村・農業を守る農政の実行を求める意見書

政府・農林水産省は「食料・農業・農村基本法の見直し」を提起し、本年5月に改正「食料・農業・農村基本法」が成立しました。その内容は、これまでの検証を不十分なままにして、「不測時」の「食料安全保障」を重点にした農業の大規模化と食料確保策としています。このままでは、食料さえ確保できれば輸入であってもよいことになり、日本の農業・農村の破壊にもつながりかねません。

農業従事者の減少、衰退に対する対策を強化し、国の食料自給率目標45%を達成するために、農業を国の基幹的生産部門とし、農業と農山村の再生に向け、価格保障・所得補償を実現して、若者が安心して農業で生計が維持できる環境を整備することが緊急課題です。

よって、政府及び国会におかれましては、次のことについて、農村・農業の意義を再確認した農政を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 過去の検証をしっかりと行い、「食料・農業・農村基本法」の理念を曖昧にせず、多様な農村の存在が日本の文化を創造し、市民生活に活力をもたらす農政の実現を図ること。
- 2 食料自給率45%の達成に向け、農業を国の基幹的生産部門とし、価格保障・所得補償を実現し、若者が安心して農業で生計が維持できる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月2日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて